

# 後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて

令和3年4月 松山家庭裁判所

## 1 概要

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

### (1) 後見開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行い、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

### (2) 保佐開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。

また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

### (3) 補助開始の審判

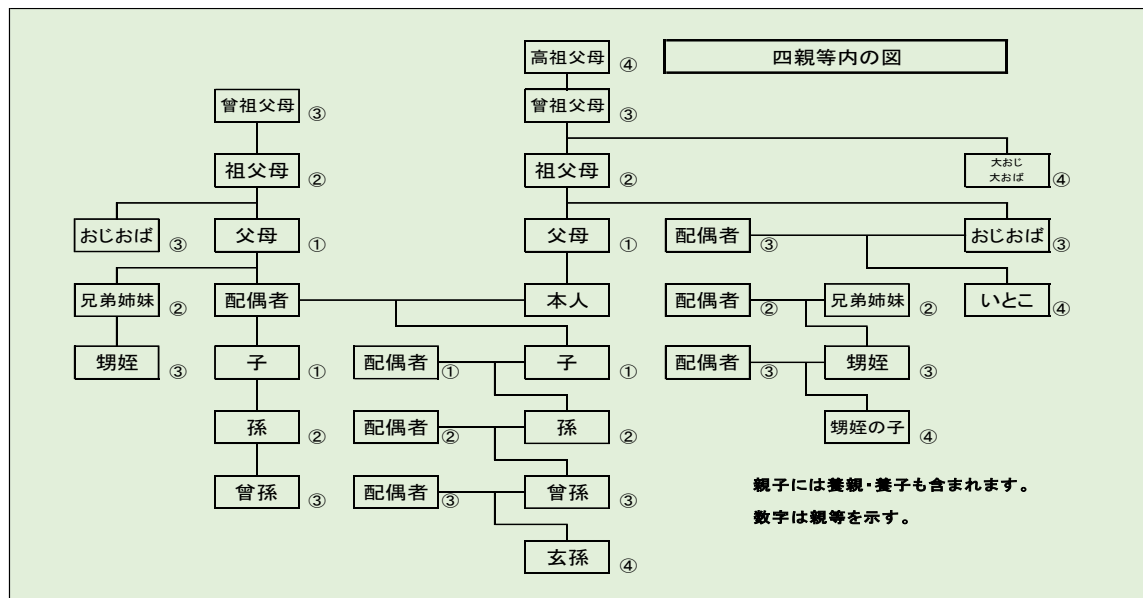
精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人には申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権若しくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

## 2 申立てをすることができる人

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族（下図に示した人）、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です。



## 3 申立てをする裁判所（管轄）

申立ては、本人の住所地（生活の本拠地）を管轄する家庭裁判所にしてください。詳しくは、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

所在地、電話番号	管轄区域
松山家庭裁判所 〒790-0006 松山市南堀端町2-1 (電話) 089-942-0076	松山市, 伊予市, 東温市, 上浮穴郡, 伊予郡, 喜多郡内子町の一部 (旧上浮穴郡小田町)
松山家庭裁判所 大洲支部 〒795-0012 大洲市大洲845 (電話) 0893-24-2038	大洲市, 八幡浜市, 喜多郡 (内子町の旧小田町部分を除く), 西宇和郡, 西予市の一部 (三瓶町)
松山家庭裁判所 西条支部 〒793-0023 西条市明屋敷165 (電話) 0897-56-0650	西条市, 新居浜市, 四国中央市, 今治市の一部 (友の浦の内, 梶島, 明神島, 家島, 美濃島, 鼠島)
松山家庭裁判所 今治支部 〒794-8508 今治市常盤町4-5-3 (電話) 0898-23-0010	今治市 (友の浦の内, 梶島, 明神島, 家島, 美濃島, 鼠島を除く), 越智郡
松山家庭裁判所 宇和島支部 〒798-0033 宇和島市鶴島町8-16 (電話) 0895-22-4466	宇和島市, 北宇和郡, 西予市 (三瓶町を除く)
松山家庭裁判所 愛南出張所 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲3827 (電話) 0895-72-0044	南宇和郡

## 4 申立てに必要な費用

申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

なお、収入印紙及び郵便切手は裁判所で販売していませんので、最寄りの郵便局等でご準備してください。

(1) 申立手数料

後見又は保佐開始：収入印紙 800 円分

保佐又は補助開始＋代理権付与：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始＋同意権付与（※）：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与（※）：収入印紙 2,400 円分

※ 保佐開始の申立ての場合、民法 13 条 1 項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

(2) 郵便切手

3,550 円分

(内訳：500 円 4 枚，100 円 5 枚，84 円 10 枚，10 円 15 枚，5 円 10 枚，1 円 10 枚)

(3) 後見登記手数料

収入印紙 2,600 円分

(4) 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。申立人の方には、この鑑定に要する費用（10 万円程度）を納付していただく場合があります。

## 5 申立てに必要な書類

別紙申立書類チェックリストのとおり

## 6 申立後の手続について

(1) 審理について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官<sup>1</sup>や参与員<sup>2</sup>などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴い

<sup>1</sup> 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

<sup>2</sup> 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

たりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等を選びます。

(2) 取下げの制限について

申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

(3) 成年後見人等の候補者について

成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者が成年後見人等を選任されるとは限りません。

なお、事案に応じて第三者専門職（弁護士や司法書士等）が選任されることがあります。この場合、その者から報酬付与の申立てがあれば、本人の財産から報酬を支払う必要があります。

(4) 鑑定について

鑑定を行う場合は、通常、本人の病状や実情をよく把握している主治医に鑑定を依頼していますが、事案によっては、主治医に鑑定を依頼できない、又は鑑定を引き受けてもらえないこともあります。その場合には、主治医から他の医師を紹介してもらうなど、申立人に鑑定を依頼できる医師を探してもらうことがあります。

(5) 不服申立ての対象について

不服申立て（即時抗告）の対象は、家事事件手続法123条に規定する事項に限られます。誰を成年後見人等を選任するかなどについては不服申立てができません。

(6) 後見制度支援信託又は支援預貯金の利用について

本人の財産が多額（1200万円以上）の場合は、財産管理の方法として、原則、成年後見制度支援信託又は支援預貯金を利用します。これらの契約締結の適否の検討及び契約締結のため、第三者専門職（弁護士や司法書士）を選任する場合があります。成年後見人等が本人の財産を管理している間に本人の財産が増加した場合も同様です。

(7) 成年後見人等の職務について

ア 全般

成年後見人等は、本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう、

ご本人の身上に配慮する必要があります（身上配慮義務）。

また、成年後見人等は、財産を適切に管理する義務を負っています（財産管理義務）ので、本人の財産を不適切に管理した場合（贈与、寄付、貸付及び一時借料することや、本人の扶養義務を負わない者への生活費を負担すること、など）には、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われることもあります。

#### イ 選任後

成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じて本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見等事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所へ提出します。

#### ウ 選任後の次回以降

家庭裁判所は、必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、成年後見人等が適切に事務を行っているか確認します。成年後見人等には、一般的に1年に1回、決められた時期に後見等事務の状況を報告するよう求めています。成年後見人等が決められた時期までに報告をしなかったり、家庭裁判所の監督に従わなかった場合は、成年後見人等を解任されることがあります。

#### (8) 成年後見人等の職務の終了について

成年後見人等の職務は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終了するというものではありません。

また、成年後見人等が高齢等により成年後見人等の職務を果たせなくなったため職務を退きたい場合には、家庭裁判所に対し、辞任許可の申立てをする必要があります。

## 7 成年後見制度についてのお問い合わせ先

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 成年後見制度についてのご相談

各市区町村の地域包括支援センター

(障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。)

※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問い合わせについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。

※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。

○ 法的トラブルで困ったときのお問い合わせ

日本司法支援センター法テラス (TEL 0570-078374)

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

○ 任意後見契約について

日本公証人連合会 (TEL 03-3502-8050)

<https://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場

(別紙)

## 申立書類チェックリスト

### 1 申立書

- 後見・保佐・補助開始等申立書  
(申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点(チェック)を付しているか御確認ください。)
- 代理行為目録【保佐, 補助用】
- 同意行為目録【補助用】

### 2 申立書関係書類及び費用

#### (1) 書類

- 申立事情説明書
- 親族関係図(作成に当たっては、「親族の意見書について」の2項の推定相続人の範囲をご参照ください。)
- 親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書(候補者の方がいない場合には提出不要です。)
- 財産目録
- 相続財産目録(本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。)
- 収支予定表
- ※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙(例:後見・保佐・補助開始等申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等)をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3cm程度の余白を設けてください。

#### (2) 費用

- 収入印紙 800円(申立手数料用)
  - 同意権追加申立 +800円(同上)
  - 代理権追加申立 +800円(同上)
- 収入印紙 2,600円(登記申請用)
- 郵便切手 3,550円(書類送付用)  
(500円×4枚, 100円×5枚, 84円×10枚, 10円×15枚, 5円×10枚, 1円×10枚)
- 鑑定費用 10万円程度(申立後に必要な方のみ納付)

### 3 申立書添付書類

- ※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

#### (1) 本人についての書類

- 現在の戸籍謄本(全部事項証明書)(発行から3か月以内のもの)

- 現在の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
  - 診断書（成年後見制度用）（作成から3か月以内のもの）  
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。
  - 本人情報シート写し  
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。
  - 健康状態に関する資料  
介護保険被保険者証，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，身体障害者手帳などの写し
  - 成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）  
東京法務局後見登録課又は全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法，証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか，法務省のホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）を御覧ください。  
なお，本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には，証明事項が「成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。
- (2) 本人の財産等に関する資料
- 本人の財産に関する資料
    - ・ 預貯金及び有価証券関係書類  
預貯金通帳写し，残高証明書など  
有価証券につき，国債をコピーすることは禁止されていますので，必ず金融機関が発行する証明書を資料としてください。
    - ・ 不動産関係書類  
不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
    - ・ 生命保険関係書類  
保険証書写しなど
    - ・ 負債が分かる書類  
ローン契約書又は借用書写し，支払明細書写しなど
  - 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
    - ・ 預貯金及び有価証券の残高が分かる書類  
預貯金通帳写し，残高証明書など



- ・不動産関係書類  
不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- 本人の収支に関する資料
  - ・収入に関する資料の写し  
年金額決定通知書，給与明細書，確定申告書，家賃，地代等の領収書など
  - ・支出に関する資料の写し  
施設利用料，入院費，納税証明書，国民健康保険料等の決定通知書など
- (3) 申立人についての書類（発行から3か月以内のもの）
  - 現在の住民票又は戸籍附票
  - 申立人と本人の関係を示す各戸籍謄本（全部事項証明書）
- (4) 成年後見人，保佐人又は補助人の候補者についての書類（発行から3か月以内のもの）
  - 現在の住民票又は戸籍附票  
候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）
  - 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）
    - ・金銭貸借に関する資料の写し  
借用書など
    - ・担保提供に関する資料の写し  
担保権を設定した契約書など
    - ・保証に関する資料の写し  
保証に関する記載のある契約書など
    - ・立替払に関する資料の写し  
立替払を示す領収書，出納帳など

#### 4 家庭裁判所に提出する資料のコピーのとり方

##### 【一般的な注意】

- (1) 紙の大きさは，事件記録の保存の都合上，**A4版**（この紙の大きさ）にしてください。（原稿が大きく，A4判ではおさまりきらない場合は，A3判でもかまいません。なるべくB判は避けてください。）
- (2) コピーは，なるべく片面だけにして，裏面は使用しないでください。

- (3) 原稿が小さくても、コピーした紙を切らないで**A 4版のまま提出**してください。
- (4) はっきりと濃くコピーしてください。

**【コピーをとる部分】**

- (1) 各種証書や通知書（年金，保険，定期預金など）

名義，証書番号，金額，発行元などが分かる部分をコピーしてください。保険証書などは、必ず裏表ともコピーしてください。

- (2) 病院や施設の領収書

名義，病院・施設名，支払い期間や金額が記載されている部分を，できるだけ領収書1枚につきコピー1枚にしてください。1枚に複数の領収書をコピーする場合は，同じ病院・施設でまとめ，日付順，同じ方向にコピーするようにしてください。

- (3) 預貯金の通帳

ア 見返し（表紙の裏の部分で，支店名，口座番号，届出印などが書いてある部分）

イ 普通預金や通常貯金については，

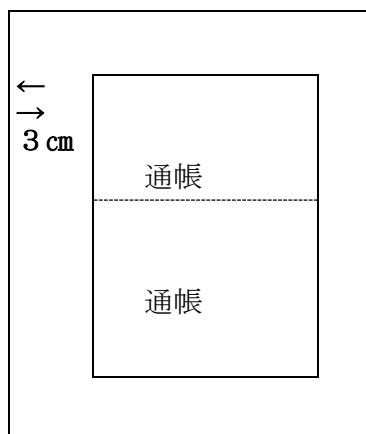
申立時は・・・**最近1年分の出納が分かるもの**の記帳部分

後見等開始後は・・・成年後見人等が定期的に財産報告をすることになりますが，その際には，**裁判所に提出済み以降**の記帳部分

ウ 総合通帳で，1冊の通帳に普通預金と定期預金（又は貯蓄預金）が記載されているものは，それぞれのコピーをとってください。

なお，後見等開始後に成年後見人等が提出する場合には，解約の有無を確認しますので，変更がなくても毎回提出してください。

エ 通帳を更新している場合は，更新前の該当部分も含みます。



なるべく，A 4の用紙を縦に置いてコピーするようにしてください。

余白は切り取らないでください。

左側には穴をあけて記録に綴ります。

コピーするとき，左側に3 cmの余白ができるようにしてください。

